

甲佐町オレンジ通信

令和7年11月 甲佐町地域包括支援センター

第6号(通巻第106号)



定期購入商法(サブスクリプション型の販売)って知っていますか？

急に寒くなってきました。外に出るのが億劫な時間がやってくる。

そんなとき、通信販売は、自宅まで配送してくれて楽と感じることがあります。しかし、失敗することもあります。

知人は、外国由来の衣類などでサイズが一回り小さくて入らなかったこともありました。

サプリメントや美容商品など、広告に「若返る」などとあると、つい買ってみたいくなりますが、頼んでみると解約が大変だったりします。

「今だけはお試し価格」「初回限定半額」「今購入しないと」こんな文句は高齢者を狙ったものが多いと思います。

数回購入しないと解約できないものや、解約の電話の方法が複雑だったり、何度電話しても繋がらなかったり、そんなことも多いのです。これを、定期購入商法(サブスクリプション型の販売)とって、社会問題となっています。

まだ規制する法律ありません。

対策のポイントは、必ず定期購入商品ではないか確認や、毎週木曜日に甲佐町老人いこいの家で実施されている消費生活相談や消費者ホットライン(188)に相談することなどでしょうか。

最近はこの手口が「お試し詐欺」や「定期購入トラブル」として問題になっています。よくできた広告もAIで作られたものもあり、芸能人おすすめのものもすぐに信用せず、冷静に対応することをお勧めします。

結局手に取って、返品もできる身近なお店が安心なのかもしれません。寒い時期、大いに買うかどうか迷いながら、店舗を回ってウインドウショッピング楽しみませんか？
マスクは忘れないでください。

甲佐町地域包括支援センターでは、6月から月に1回、全10回にわたって認知症に関する情報「甲佐町オレンジ通信」を発行します。



お問い合わせ先
甲佐町地域包括支援センター
(甲佐町役場 福祉課)
TEL 234-1114